

遊漁船業の適正化に関する法律(以下「法」という。)第20条の規定による業務改善命令及び法第21条第1項の規定による登録取消し並びに事業の停止命令に関する情報

(1)

処分年月日	令和6年8月19日
事業者名	西古順一 登録番号：鳥取県520 営業所の名称(所在地)：第二愛丸(境港市) 遊漁船の名称(係留場所)：第二愛丸(境港市)、第七愛丸(境港市)
処分の内容及び理由	1 処分の内容 (1) 業務の運営の改善の命令 睡眠不足や疲労蓄積により遊漁船運航中の利用者の安全管理が損なわれることのないよう、夜間の長時間労働や長期的な連続勤務を見直し、利用者の安全及び利益の保護を最優先する運営体制に改善し、改善措置の具体的な内容を令和6年8月26日までに鳥取県知事に報告すること 遊漁船業務主任者に義務付けられた遊漁船の出航前の船長等が酒気帯び、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれがないことの確認を確実に行わせること (2) 事業の停止の命令 令和6年8月20日午前9時から同月29日午後5時まで 2 命令の理由 (1) 業務の運営の改善の命令 当該事業者が運営する遊漁船「第二愛丸」が令和6年7月28日に引き起こした境港第二防波堤への衝突事故について、法第29条第1項に基づく立入検査を行ったところ、事故の原因は業務過多による睡眠不足及び疲労蓄積により遊漁船の安全管理が不十分になったことであり、1隻につき乗員1名体制での夜間の2便運航(1日に夕方～深夜、深夜～明朝の2回漁場に案内)等による長時間労働や6日間の連続勤務等、利用者の安全を損なう恐れのある無理な運営が常態化されていること、遊漁船業務主任者に義務付けられた遊漁船の出航前の船長等が酒気帯び、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれがないことの確認を怠っていたこと等が確認され、利用者の安全及び利益を保護するために運営体制の改善が必要であると認

	めた。 (2) 事業の停止の命令 (1)に記載した利用者の安全及び利益を害する事実を招いた当該事業者の業務の運営並びに当該事業者が選任した遊漁船業務主任者の業務の遂行は、法第12条の規定による遊漁船業者の遊漁船業務主任者に遊漁船運航中の利用者の安全管理を行わせる義務違反、法第13条の規定による遊漁船業務主任者等の業務遂行義務違反に該当し、これは事業の停止を命ずることができる法第21条第1項第1号の「この法律に違反したとき」に該当する。また、当該事業者は遊漁船を2隻登録しており、業務の運営の改善がなされるまでに事業を継続することが可能であるが、運営体制等が改善されないまま、事業を続けることは、利用者の安全及び利益を害する恐れがあるため、業務の運営の改善が確認されるまでの間、事業の停止が必要である。 3 その他 業務の運営の改善の命令を受けて講じる措置は、「夜間営業を2便から1便に減便し、1日の勤務時間を○時間までとし、かつ、週○日の定休日を設定する」等の具体的な内容とすること
公表年月日	令和6年8月21日 令和7年3月11日追記（登録番号等）

(2)

処分年月日	令和7年2月27日
事業者名	寺岡 万 登録番号：鳥取県574 営業所の名称及び所在地：海遊丸（米子市） 遊漁船の名称（係留場所）：海遊丸（境港市）
処分の内容及び理由	1 処分の内容 登録取消し 2 処分の理由 法第21条第1項第3号に該当
公表年月日	令和7年3月11日